

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 月 7 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

入国者等でB. 1. 1. 529株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者のうち、
検疫所が確保する宿泊施設で待機している場合への対応について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新たな変異株であるB. 1. 1. 529株(オミクロン株)発生が南アフリカ共和国において確認されて以降、各種事務連絡を発出しており、その実施についてご協力をいただいているところです。

これに関連し、検疫所と各自治体の間における連携のあり方について、「入国者等でB. 1. 1. 529株(オミクロン株)の濃厚接触者とされた者への対応について」（令和3年12月21日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）で整理させていただいたところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、オミクロン株の患者等に対する対応方針等の中で、同事務連絡で示す自宅等の療養体制が整っている自治体においては、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、オミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないという方針を示しています。

このことを踏まえ、別添の内容について改訂いたしましたので、入国者等が濃厚接触者とされた場合の対応として、健康観察、検査、移送等がスムーズに実施されるよう改めてご留意の上、ご対応をお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部
保健班